

(参考資料) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成 9年3月13日環境庁告示第10号)
(最終改正 平成11年2月22日環境庁告示第16号)

| 項目名 | 環境基準値 | 測定方法 |
|---|----------------|---|
| カドミウム | 0.01 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと | 規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法 |
| 鉛 | 0.01 mg/ℓ 以下 | 規格54に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05 mg/ℓ 以下 | 規格65.2に定める方法 |
| ヒ素 | 0.01 mg/ℓ 以下 | 規格61.2又は61.3に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/ℓ 以下 | 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下この表において「告示」という。)付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | 告示付表2に掲げる方法 |
| ポリ塩化ビフェニル(PCB) | 検出されないこと | 告示付表3に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2 - ジクロロエタン | 0.004 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1 - ジクロロエチレン | 0.02 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス - 1,2 - ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1 - トリクロロエタン | 1 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2 - トリクロロエタン | 0.006 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3 - ジクロロプロペン | 0.002 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 0.006 mg/ℓ 以下 | 告示付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003 mg/ℓ 以下 | 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/ℓ 以下 | 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01 mg/ℓ 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 0.01 mg/ℓ 以下 | 規格67.2又は67.3に定める方法 |
| 硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/ℓ 以下 | 硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法 |
| ふっ素 | 0.8 mg/ℓ 以下 | 規格34.1に定める方法又は告示付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 1 mg/ℓ 以下 | 規格47.1若しくは47.3に定める方法又は告示付表7に掲げる方法 |
| 備考 | | |
| <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> | | |